

古代中国天子「闕」考

聶 寧¹

要 旨

「朝」空間の天子「闕」は、「尊卑を明らかにする装置」として、「政治的権威の象徴」として、法令を公布する「政治的な」施設として、数千年間使用された。本稿は、古代中国（唐代まで）の天子「闕」の建築場所、建築様式、名称およびその変遷を究明するものである。

周の天子「闕」は、宮城内の雉門外の両側に設置され、「両観」・「象魏」とも称されたものである。秦の天子「闕」は高大という特徴を持ち、君主の身分を強調する機能を果たしていた。前漢の「東闕」・「北闕」は宮城の北垣と東垣に設置され、後漢の「司馬闕門」は宮城の四方の垣に設置された。魏晋南北朝に至り、天子「闕」は「凹型」の様式で建築され、宮城の正門にのみ設けられた。北魏以来、「凹型」の様式は天子「闕」の建設モデルとして後代（隋・唐・宋・元・明・清など）に採用された。そのうえに、「観」・「観闕」・「象魏」とも称された魏晋南北朝の天子「闕」は、隋唐時代において、「観」・「門」・「楼」・「門楼」・「閣」と呼ばれ、闕の名称を失ったのである。周代から唐代までの天子「闕」の変遷は、周の礼の台頭、秦の皇帝のアイデンティティの強調、前漢の礼制の不完備、後漢の礼制の重視、魏晋南北朝と隋唐の周礼の強調、という各時代の特徴を反映していた。

キーワード：闕、「朝」空間、古代中国

はじめに

闕は、尊卑を区別して門に設置された古代のハイスペックな建築物である²。

『詩経』鄭風に「在城闕兮」とあり、『左伝』莊公二十一年の条に「闕西辟」とあることから、遅くとも周代には「闕」が現れたことがわかる。古代中国の君主の「朝」空間³において、闕は、「門を飾って尊卑を明らかにする装置」⁴として、「政治的権威の象徴」⁵として、また宮廷外の法令を公布する「政治的な」⁶施設として、数千年間使用された。「朝」空間に不可欠なものであると言っても過言ではない。本稿は、この「朝」空間にある闕を天子「闕」と称して検討する。

¹ 山口大学大学院東アジア研究科コラボ研究員 (Researcher of The Graduate School of East Asian Studies, Yamaguchi University)、西安外国語大学日本文化経済学院東北アジア研究中心 (Lecturer of The Northeast Asian Research Center, School of Japanese Studies, Xi'an International Studies University)

² 孫機『漢代物質文化図説』（文物出版社、1991年）179頁。

³ 「朝」空間は朝政（①君主の日常的な政務、②「大朝会」を主とした国家行事・典礼・儀式）を行うところである。（拙稿「秦漢時代『朝』空間研究」山口大学大学院東アジア研究科2019年博士論文DT13100127を参照）

⁴ 『白虎通』に「門必有闕者何。闕者所以飾門、別尊卑也」とある。渡辺信一郎『中国古代の王権と天下秩序—日中比較史の視点から—』（校倉書房、2003年）158頁。

⁵ 王子今『門祭与門神崇拜』（生活・読書・新知 上海三聯書店、1996年）261頁。

⁶ 渡辺信一郎『中国古代の王権と天下秩序—日中比較史の視点から—』（校倉書房、2003年）158頁。

1. 問題提起

闕に関する先行研究には幾つかの問題が見られる。

第一に、研究対象を「朝」空間の天子「闕」に限定する専論は見難い。

闕は、「漢代では、宮殿・役所・宗廟・邸宅・陵墓・関口および倉庫の門に設置された」⁷場合があった。中国学界での「闕」の議論は、宮殿・役所・廟・邸宅・陵墓・関口および倉庫のところに設置された全種類の闕に焦点を当てている。

例として、黄金貴『古代文化詞義集類辨考』の第187条は、漢代以前の闕の意義を主として記述している⁸。王子今『門祭与門神崇拜』は、闕を門の一種類にして漢代および漢代以前の闕について主に論述している⁹。韓釗・李庫・張雷・賈強「古代闕門及相關問題」は、同じく闕を門の一種類にし、前漢の景帝の陽陵をはじめ、城闕・宅闕・廟闕・墓闕などの個別研究をしている¹⁰。また、段清波『秦始皇帝陵園考古研究』の第八章「秦始皇帝陵園三出闕及相關問題研究」は、始皇帝陵の東西内外門の間に発掘された「三出闕」をはじめ、先秦時代の闕と観、秦代の闕門の特徴、および歴代中国の闕の形式について総じて論述している¹¹。徐小亮「隋唐時期的闕—兼說闕的起源与分類—」は、城垣・宮殿・陵墓・宗廟の正門に設置された闕について検討し、隋唐時代の闕の主要な種類は「宮闕」と「陵闕」であることを指摘している¹²。

上記に挙げた先行研究では、古代中国の天子「闕」について別個の分析を実施していないのが現状である。そのため、既存の研究結果に基づいて「朝」空間の闕の変遷と時代的特徴を究明することは困難である。

第二に、闕の衰微時期について、各分野の学者は異なる主張を持っている。

黄金貴は、文献記録を元に「闕」という字の沿革を検討し、「闕は、唐以後に至って衰微した」と主張している¹³。黄金貴の考えにおいて、「闕」という字は、唐代以後に本義を失って皇帝および朝廷を示す言葉として使用されていた。

段清波は、考古学の発掘調査の成果に基づいて元・明・清が中国の闕の衰微時期であることを主張している。闕の種類が減少しただけでなく、「独立式闕」・「闕型門」が完全に消え、闕の使用範囲は宮城に限定されているようであることを指摘し、衰微の原因が様々な「牌楼」の出現にあることも指摘している¹⁴。

徐小亮は、隋唐時代から宮城と皇帝陵にのみ闕を設けるという分析に基づき、闕の衰微時期が、唐代以後でもなく、元・明・清時期でもなく、隋唐時代であることを指摘している¹⁵。

第三に、日本学界で「闕」に関する専論は数少ない。

闕に関する専論といえば、山田邦和「桓武朝における楼閣附設建築」という研究成果があるが、他の先行研究がなかなか見難い。山田邦和は、日本の長岡宮・平安宮を主として、中国の唐長安太極宮・

⁷ 劉叙傑主編『中国古代建築史 第一卷（原始社会・夏・商・周・秦・漢建築）』（中国建築工業出版社、2003年）509頁。

⁸ 黄金貴『古代文化詞義集類辨考』（上海教育出版社、1995年）986—991頁。

⁹ 前掲書『門祭与門神崇拜』を参照。

¹⁰ 韓釗・李庫・張雷・賈強「古代闕門及相關問題」（『考古与文物』、2004年第5期）

¹¹ 段清波『秦始皇帝陵園考古研究』（北京大学出版社、2011年）145—168頁。

¹² 徐小亮「隋唐時期的闕—兼說闕的起源与分類—」（『文化創新比較研究』第30期、2017年10月）

¹³ 前掲書『古代文化詞義集類辨考』986頁。

¹⁴ 前掲書『秦始皇帝陵園考古研究』168頁。

¹⁵ 前掲文「隋唐時期的闕—兼說闕的起源与分類—」を参照。

唐長安大明宮・唐洛陽宮の宮城門および殿両側の「楼閣附設建築」について調べ、この建築様式が日本で桓武天皇の時期に出現したことを指摘している¹⁶。しかし、山田が言及した唐長安太極宮・唐長安大明宮・唐洛陽宮にある「楼閣附設建築」が、中国学界で「闕」であると指摘されることは注目に値する。山田が「闕」という用語を使わず、新たに「楼閣附設建築」という用語を作り出した原因は、恐らく「闕」に関する意識が強くないことにあるのであろう。

日本の学者が「闕」に関して強い意識を持っていない理由は、「闕」が唐代を研究している学者によって重視されなかった空間施設であるということに関連しているのであろう。例えば、清代の畢沅『関中勝跡図志』巻五の宮闕の条には、唐代の「闕」に関する記載がない¹⁷。江戸時代の『大内裏図考証』には「闕」の記述がない¹⁸。唐代専門家の妹尾達彦は、『長安の都市計画』で、皇帝の「闕に御し、天下を大赦す」る儀式を「御楼」礼と称する¹⁹。

さらに、前記に挙げた、闕の衰微時期が隋唐時代である説（徐小亮説）、および唐代以後である説（黄金貴説）を考慮すれば、唐代において、「闕」が大きく変化した可能性がある。この変化は、山田邦和が闕という建築物を「闕」と称しないことにも関わっているのであろう。

そのため、上記の問題点に基づき、本稿では、研究対象を天子「闕」に限定し、古代中国（唐代まで）の天子「闕」の建築場所、建築様式、名称、およびその変遷を究明し、天子「闕」の衰微時期についても検討する。

2. 周の雉門「両観」・「象魏」

『穀梁伝』桓公三年の条に「礼、女を送るに、父堂で下さず、母祭門に出でず、諸母兄弟闕門に出でず（礼、送女、父不下堂、母不出祭門、諸母兄弟不出闕門）」とある。この記載により、闕門は祭門とは異なる施設であることがわかる。

また、『説文解字』に「闕、門観なり（闕、門観也）」とあり、『古今注』に「闕、観なり。古えは門ごとに両観を其の前に樹つるは、宮門を標表する所以なり。其の上に居くべし、之に登りて則ち遠観すべくして、故に之を観と謂う。人臣まさに朝せんとして、此に至りて則ち其の闕する所多少なるを思い、故に之を闕と謂う。其の上に皆丹堊にして、其の下に皆雲気仙靈奇禽怪獣を画くを以て四方に昭示するなり（闕、観也。古每門樹両観於其前、所以標表宮門也。其上可居、登之則可遠観、故謂之観。人臣將朝、至此則思其所闕多少、故謂之闕。其上皆丹堊、其下皆画雲気仙靈奇禽怪獣、以昭示四方焉）」とある。すなわち、「朝」空間に設置された闕は「観」とも称される。「古えは門ごとに二つの観をその前に建造し、宮門を区別する標識とした。その上部は部屋になっており、そこに登れば遠くまで観ることができる。それゆえに観というのである。人臣が入朝せんとして、ここまで来た時には、どれだけ欠点があるか反省する。それゆえに闕というのである。その上層部はみな朱の塗り壁になっており、下層部はみな雲気・仙靈・珍鳥・怪獣が描かれていて、四方に明示するようになっている」²⁰のである。すなわち、「闕」は「朝」空間の一要素である。

さらに、『漢書』礼楽志に「是の時、周室大に壊り、諸侯恣に行い、両観を設け、大路に乗る（是時、周室大壊、諸侯恣行、設両観、乘大路）」とあり、後漢の応劭の注に「観、闕門辺りの両観なり。礼、

¹⁶ 山田邦和「桓武朝における楼閣附設建築」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第134集、2007年3月）

¹⁷ （清）畢沅『関中勝跡図志』（三秦出版社、2004年）を参照。

¹⁸ 『故實叢書 大内裏圖考証』（東京築地活版製造所、明治三十五年）を参照。

¹⁹ 妹尾達彦『長安の都市計画』（講談社、2001年）を参照。

²⁰ この『古今注』の記載に対する説明は前掲書『中国古代の王権と天下秩序―日中比較史の視点から―』158頁より引用。

諸侯一觀。大路、天子之車（觀、闕門辺両觀也。礼、諸侯一觀。大路、天子之車）」とある。この2つの記載により、周代の天子「闕」は「一觀」ではなく、「両觀」であり、「両觀」を設ける場所は闕門であることがわかる。

加えて、『左伝』定公二年の条に「雉門及び両觀災す（雉門及両觀災）」とあることにより、「両觀」を設ける闕門は雉門であることがわかる。雉門の場所について、後漢の鄭玄は「周礼に、五門、一に曰く皋門、二に曰く雉門、三に曰く庫門、四に曰く応門、五に曰く路門、と。路門、一には畢門と曰う。外朝は、路門の外に在れば、則ち応門の内は、蓋し内朝の在る所なり（周礼、五門、一曰皋門、二曰雉門、三曰庫門、四曰応門、五曰路門。路門、一曰畢門。外朝、在路門外、則ち応門之内、蓋し内朝所在也）」と指摘している。鄭玄の指摘により、周代の天子「闕」は皋門（宮城門）の内側に位置する雉門のところに設置されたのである。

且つまた、闕の建築様式といえ、『釈名』釈宮室に「闕、門の両旁に在り、中央 闕然として道を為すなり（闕、在門両旁、中央闕然為道也）」という記載がある。その意味は「門の両側にあり、中央がカラリと空いていて道になっている」²¹となる。つまり、闕という建築物の間に繋がらないのである。

ここに述べてきたことにより、周代の天子「闕」は宮城の外から内への二番目の門である雉門の両側に設置された施設であることが明らかである。闕の下部は土台であり、上部は望楼²²である。2つの闕の間に繋がりがなく、闕と雉門の間にも繋がらない。しかも、「両觀」という呼び方以外に他の名称がある。『周礼』天官・冢宰に「乃ち治象の法を象魏に懸く（乃懸治象之法於象魏）」とあり、『左伝』哀公三年の条に「公は象魏の外に立つ（公立於象魏之外）」とあり、杜預の注に「象魏、門闕」とあることにより、周代の天子「闕」は「両觀」のみならず、「象魏」とも称される。

3. 秦の「冀闕」と南山「闕」

『史記』商君列伝に「咸陽に冀闕宮庭を築く。秦、雍より徙りて之に都す（築冀闕宮庭於咸陽、秦自雍徙都之）」とある。「冀闕」は戦国秦の咸陽「朝」空間を構築したとき建てられたものである。唐の司馬貞は「冀闕、即ち魏闕なり。冀、記なり。教令を出列し、当に此の門闕に記すべし（冀闕、即魏闕也。冀、記也。出列教令、當記於此門闕）」と注釈した。「魏」は巍と通じて、『説文解字』巍字条に「高なり」とある。これらの記載により、「冀闕」は、戦国秦の法令を「記」して公布する咸陽宮城門に設置した高大な闕であることがわかる。

また、『史記』秦始皇本紀に、

三十五年……乃ち朝宮を渭南の上林苑中に営作す。先ず前殿阿房を作る。東西五百歩、南北五十丈、上は以て万人を坐せしむ可く、下は以て五丈の旗を建つ可し。周馳して閣道を為り、殿下より直に南山に抵る。南山の顛を表し以て闕と為す。復道を為り、阿房より渭を渡り、之を咸陽に属し、以て天極の閣道の漢を絶り營室に抵るに象る。阿房宮未だ成らず。成らば、更に令名を拵びて之に名づけんと欲す。

（三十五年……乃當作朝宮渭南上林苑中。先作前殿阿房、東西五百歩、南北五十丈、上可以坐万人、下可以建五丈旗。周馳為閣道、自殿下直抵南山。表南山之顛以為闕。為復道、自阿房渡渭、属之咸陽、以象天極閣道絶漢抵營室也。阿房宮未成。成、欲更拵令名名之。）

²¹ この説明は前掲書『中国古代の王権と天下秩序―日中比較史の視点から―』158頁より引用。

²² 同上。

とある。「南山の顛を表し以て闕と為す」という記載により、秦帝国の「朝宮」に設置された「闕」は、高大な政治施設であることがわかる。上記の秦帝国の「朝宮」の新築プランにおいて、闕の建築は不可欠な部分である。

秦の天子「闕」の建築様式について、史料の制約に限り、確実な様式が不明であるが、咸陽宮の第一号遺跡と始皇帝陵の「三出闕」を参考とすることができる。

王学理は咸陽宮の第一号遺跡が「冀闕」の西闕であると指摘している²³。「冀闕」を復元すれば、図1のようになる。

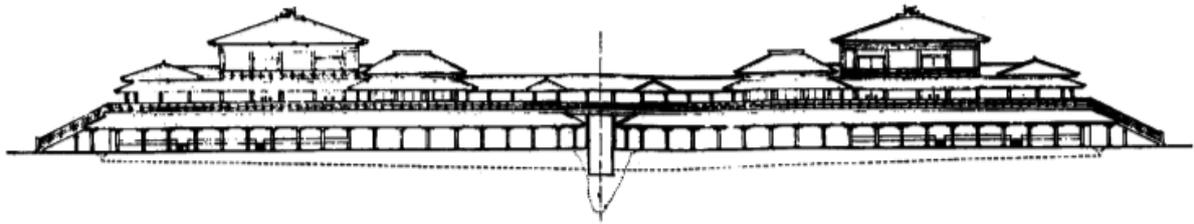


図1 王学理説の咸陽宮「冀闕」

出所：楊鴻勳『楊鴻勳建築考古学論文集 増訂版』（清華大学出版社、2008年）208頁より転載

ほかに、始皇帝陵の陵園には外垣と内垣がある。東と西の外垣に東外城門と西外城門があり、東と西の内垣に東内城門と西内城門がある。そのうえで、東外城門と東内城門の間においては2つの「三出闕」（図2）が出土し、西外城門と西内城門の間においても、2つの「三出闕」が出土した。この2組の「三出闕」の様式は同じ、南北対称である。始皇帝陵の「三出闕」はこれまでの考古調査において最古で最高レベルの「闕」である²⁴。

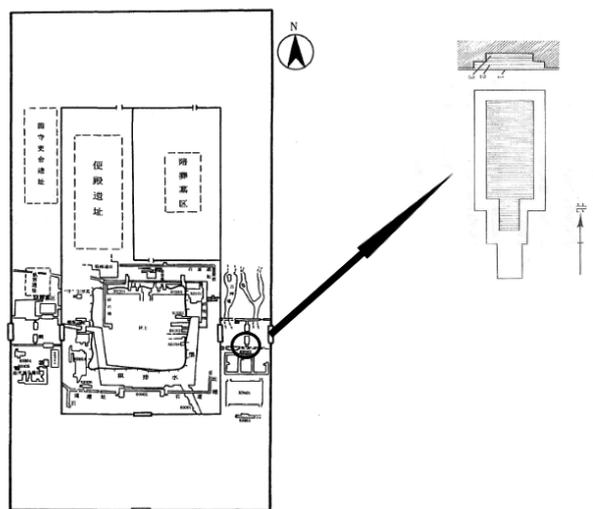


図2 始皇帝陵「三出闕」図

原図出所：段清波『秦始皇帝陵園考古研究』（北京大学出版社、2011年）226頁、147頁。

上記から、秦の天子「闕」は高大という特徴を持っていたことがわかる。秦において、「闕」が尊

²³ 王学理「以訛伝訛「咸陽宮」—掃蒙塵頭「冀闕」—対秦都咸陽1号宮殿遺址定性的匡正—」（『文博』、2011年第2期）を参照。

²⁴ 前掲書『秦始皇帝陵園考古研究』8頁。

卑を区別して君主の身分を強調する機能は強化された。しかし、ここで注目すべきなのは、始皇帝陵では、東外城門＋2つの「三出闕」＋東内城門が始皇帝陵の東門の全体を形成し、西外城門＋2つの「三出闕」＋西内城門が始皇帝陵の西門の全体を形成している、ということである。始皇帝陵で発掘された闕と門の遺跡により、この時期の闕と門は、別の形式で構築され、その間は垣で結ばれていたことがわかる。闕を持つ東門と西門の地位が、闕のない南門と北門より高いことは、闕が門の主次地位を示していたものであることを表していた。

4. 前漢の「東闕・北闕」と後漢の「司馬闕門」

『史記』高祖本紀に（漢初）「蕭丞相、未央宮を営作し、東闕・北闕・前殿・武庫・太倉を立つ（蕭丞相宮作未央宮、立東闕・北闕・前殿・武庫・太倉）」とある。この中の東闕は未央宮東側の長樂宮と連結して宗室と諸侯の皇帝に拝謁する出入口であり、北闕は群臣の入朝・上書・拝謁の出入口である。

蕭何が未央宮を造営するとき、最初に宮城中心の前殿を構築するとともに、東闕・北闕を建てた。未央宮においては、東・西・南・北の四面に宮門を設けたが、闕は東闕・北闕のみである²⁵。東闕は東宮城門とセットになり、北闕は北宮城門とともに構築された。闕は皇帝の威儀を表現する施設であり、「法令よ従りて出るところなり（法令所従出也）」²⁶ということで、政治的な機能を果たしていた。前漢の天子「闕」は宮城内に位置するのではなく、宮城の城門とセットになり、宮城の最外部に設置された。

しかし、東闕は「諸侯を朝する門（朝諸侯之門）」²⁷であり、皇室および諸侯王の活動場所であるため、「朝」における施設としての闕の政治機能は公車機構（公車府）所在の北闕によって遂行されることになる。故に、上書・奏事・謁見しようとする者は北闕に詣る必要がある。未央宮に入ることができない官吏たちにとって、北闕は待詔する場所である。また、北闕は吏民の請願・庭争・請罪の場所でもある。実際、これらを遂行する機能により、北闕は人の集まる場所として構築された。そのような必要性に基づき、闕と広場のような「廷」を合わせて開放的な闕廷空間は構築された。「天下の布衣 各々志を励み、精を竭して闕廷に赴き、自ら銜つくい鬻てらこむ者、数うるに勝うべからず（天下布衣各立志竭精以赴闕廷自銜鬻者不可勝数）」²⁸ということで、闕廷は皇帝が吏・民を連結する空間となった。つまり、公車所在の北闕は朝の内・外を連ねる役割も果たし、漢代の帝・吏・民を直接に連結することができた装置だと言える。

前漢時代の闕の建築様式といえ、二種類の様式がある。第一種類は闕を門の外側に設置する様式である。この種類の闕は、秦代と同じ、門とは別の様式で建てられるものである。南昌海昏侯墓の墓園に設置された東闕・北闕はこの様式を採用した（図3）。第二種類は「闕型門」という様式である（図4）。「闕型門」は、主に前漢皇帝陵に設置された。例えば、前漢の景帝の陽陵、および前漢の宣帝の杜陵には「闕型門」がある²⁹。

²⁵ 『漢書』高帝紀の顔師古注に「未央殿雖南向、而上書奏事謁見之徒皆詣北闕、公車司馬亦在北焉。是則以北闕為正門、而又有東門・東闕。至於西南兩面、無門闕矣」とある。

²⁶ 『漢書』五行志より。

²⁷ 『漢書』五行志より。

²⁸ 『漢書』梅福伝より。

²⁹ 前掲書『秦始皇帝陵園考古研究』を参照。

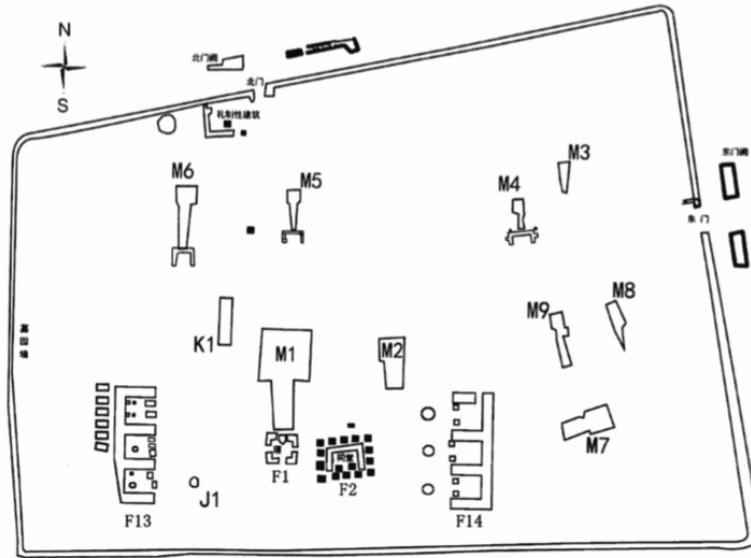


図3 南昌海昏侯墓墓園平面図

出所：張聞捷「西漢陵廟与陵寢建制考—兼論海昏侯墓墓園中的祠堂与寢—」（『故宮博物院院刊』、2019年第4期）より転載

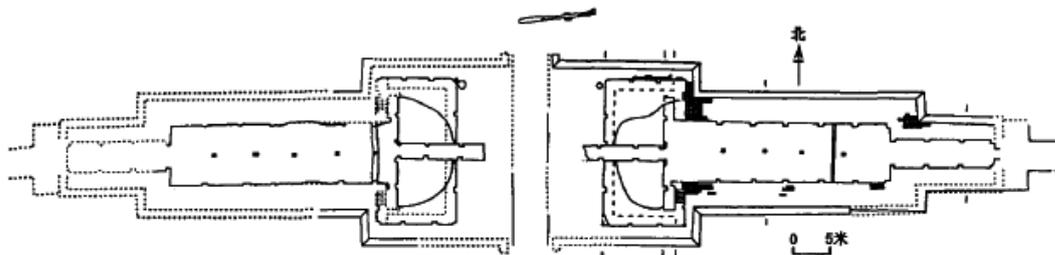


図4 前漢景帝陽陵の「闕型門」

出所：段清波『秦始皇帝陵園考古研究』（北京大学出版社、2011年）159頁より転載

前漢の天子「闕」はどのような建築様式で建てられたか。この問いについて、漢長安城建章宮の東闕の建築様式が手掛かりを与えてくれる。建章宮は前漢の武帝の時期に武帝の政務空間として使用された。建章宮の遺跡において、宮城の東門の外側で1組（2つ）の闕の遺構が発掘された。闕の間から53メートル離れている³⁰。すなわち、建章宮の東闕は第一種類の門の外側に闕を設ける様式を採用していたのである。この闕の建築様式は南昌海昏侯墓の東闕・北闕の様式と同一種類である。また、『漢書』高帝紀の顔師古の注に「東門・東闕」という記載がある。顔師古の注により、前漢の天子「闕」は第一種類の建築様式を使用していたと判断できる。

ここで注目には値するのは、史料にある未央宮「北闕」は闕（建築物）＋北宮城門を意味し、「東闕」は闕（建築物）＋東宮城門を意味することである。つまり、前漢の天子「闕」が闕という建築物および宮城門からなるものである。ほかの「闕」と称されない宮城門は闕という建築物を持っていないものである。

後漢の天子「闕」は前漢の天子「闕」に基づいてすこし変化した。蔡質『漢儀』に「司徒府と蒼龍闕対す（司徒府与蒼龍闕対）」とあり、『後漢書』張讓伝に「倉龍・玄武闕」とあり、唐の李賢の注に「倉龍、東闕。玄武、北闕」とある。後漢の「朝」空間には、東闕と北闕があることが確実であるが、

³⁰ 劉慶柱「漢長安城的考古発見及相關問題研究」（『考古』、1996年第10期）

東闕と北闕のみならず、元の『河南志』の「朱雀蒼龍白虎元武闕北闕、洛陽故宮名曰北闕南宮闕曰武闕」という記載により、四方の宮城垣に闕を設けたことがわかる。

さらに、『後漢書』礼儀志中の大讎の条に「司馬闕門」とあり、同書の百官志二の衛尉の条に「公車司馬令一人、六百石。本注に曰く、「宮の南闕門を掌る。凡そ吏民 上章し、四方 貢獻し、及び徴せられて公車に詣る者あり……尉闕門兵禁を主す……」と。(公車司馬令一人、六百石。本注曰「掌宮南闕門、凡吏民上章、四方貢獻、及徴詣公車者……尉主闕門兵禁……」)」とある。これらの記載が、「闕門」が後漢「朝」空間に現れたことを明示している。その「闕門」の様式は、恐らく図5の示す門のようである。すなわち、この時期の闕門は、闕を門の飾りにして建てられたものである。

闕を門の飾りにして建てられた「闕門」の建築様式は、闕を飾らなく一般的な門の建築様式とは異なっていた。例えば、後漢北宮の主殿である徳陽殿の前には、徳陽門・応門・朱雀闕門の3つの門があった。この3つの門には、朱雀闕門にのみ闕という建築物を設置していた。朱雀闕門は北宮の南闕門であり、「吏民上章」を受ける公車機構の所在地であり、後漢「朝」空間における最も重要な「闕門」である。そのうえに、朱雀闕門について、蔡質『漢儀』に「朱雀五闕」という記載がある。この「五闕」はどのような建築様式を意味するのか。闕は中央がカラリと空いていて道になっていること³¹を指す意味を持つため、この「五闕」は恐らく「五門道」を意味するのであろう³²。

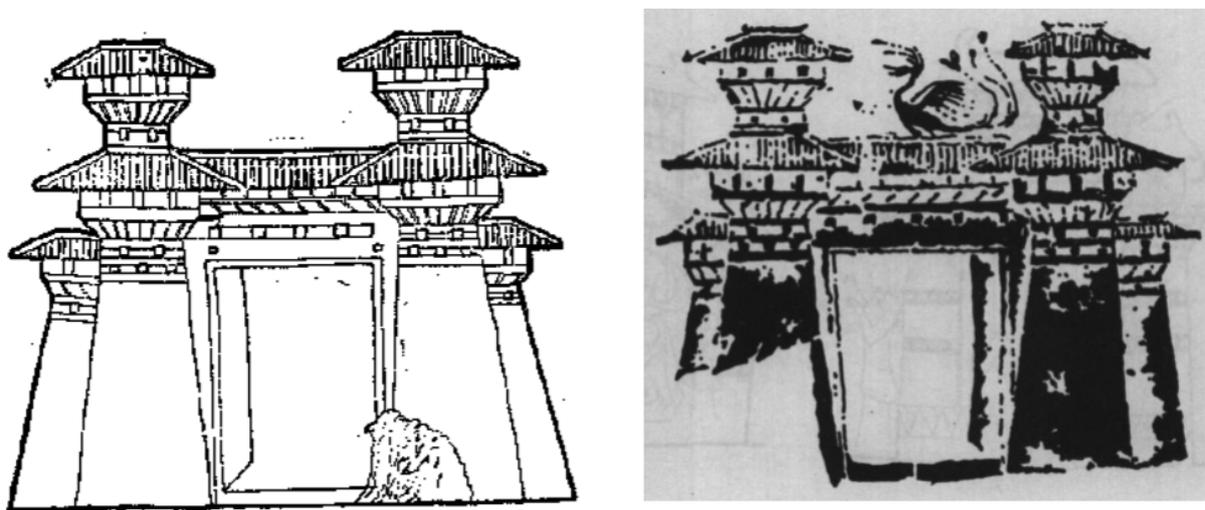


図5 後漢画像石の「闕門」図

出所：(左) 孫機『漢代物質文化図説』(文物出版社、1991年) 181頁より転載
(右) 韓建華「中国古代城闕的考古学觀察」(『中原文物』、2005年第1期)より転載

本節の内容を総括すれば、漢代の天子「闕」は闕と門を結んだものであることがわかる。漢代の「闕」という用語の意味にはすでに「門」の意義を含めていた。そのうえに、前漢と後漢の天子「闕」はそれぞれの特徴を持っていた。前漢の天子「闕」が東闕・北闕であり、後漢の天子「闕」は四方の宮城垣に設置されたものである。建築様式から見れば、前漢の天子「闕」は宮城門の外側に闕を設ける様式で建設され、後漢の天子「闕」は宮城門の上に闕を設ける様式で建設された。名称から見れば、前漢の「朝」空間では、東闕と北闕、および他の宮城門の機能はその名称によって明確に区別され、後漢の「朝」空間では、朱雀闕門の政治機能は「闕門」という呼び方で区別されない。これが、恐らく朱雀闕門に「五門道」を設ける理由であろう。つまり、建築様式により、朱雀闕門と他の闕門を区別

³¹ 『釈名』積宮室に「中央闕然為道也」とある。

³² (清) 吳長元『宸垣識略』に同じく「門道」を意味する記載がある。『宸垣識略』卷二の大内の条に「午門為紫禁城正門、三闕」とある。

するのである。

5. 魏晉南北朝の「闕」・「観」・「観闕」・「象魏」

魏晉南北朝の時代に至り、天子「闕」の設置場所、建築様式、呼び方がさらに変化した。

5.1. 曹魏・西晋の「闕」と「観」

『三国志』魏書三・明帝紀に引く『魏略』に「築諸門闕外罍罍」とあり、また同書の魏書四・高貴郷公紀に引く東晋の習鑿齒『漢晋春秋』に「遇帝於東止車門」と「戦於南闕下」とある。この2つの記載により、「止車門」と「闕」は異なるものであることがわかる。ここの「南闕」は宮城正門の閭闔門を指すのである。発掘調査により、閭闔門外の両側には巨大な闕があり、閭闔門の北側は主殿の太極殿に直面していることがわかる³³。

また、『三国志』魏書三・明帝紀に「是の時、大いに洛陽宮を治め、昭陽・太極殿を起て、総章観を築く（是時、大治洛陽宮、起昭陽・太極殿、築総章観）」とあり、『資治通鑑』の胡三省注に「観、闕なり……太極殿の前に在り（観、闕也……在太極殿前）」とある。すなわち、魏晉の「朝」空間において、殿前に闕を設けたことがある。

5.2. 東晋の「朱雀門」と「朱雀観」

『建康実録』巻九に東晋の孝武帝の太元三年（378）に「新宮を作り……又た朱雀門重楼を起つ、門に三道を開き、上を朱雀観に重名す……秋七月、新宮成す（作新宮……又起朱雀門重楼、門開三道、上重名朱雀観……秋七月、新宮成）」とある。東晋の宮城正門の朱雀門は朱雀観とも称される。朱雀門の建築様式は前代の闕門と同じであるかどうかは、史料の制約により、不明であるが、闕を持っている宮城正門を「観」と称することが確実である。

5.3. 前秦の「闕」

『晋書』苻堅載記に「堅 僭位す五年、鳳皇東闕に集まり、其の境内を大赦し、百僚 位一級を進む（堅 僭位五年、鳳皇集於東闕、大赦其境内、百僚進位一級）」とある。351年に、前秦は長安において首都を建てた。考古調査により、宮城の正門は南宮城垣にある端門であり、端門の外側に1組（2つ）の闕があることがわかった³⁴。苻堅載記の「東闕」はこの東側の闕を指すのであろう。

5.4. 南朝梁の「観闕」

『隋書』五行志に「梁天監元年五月、盜有り、南・北掖に入り、神武門総章観を焼く。時に帝初めて即位し、而して火観闕を焼き、不祥の甚なり（梁天監元年五月、有盜入南・北掖、焼神武門総章観。時帝初即位、而火烧観闕、不祥之甚也）」とある。この記載により、南朝梁において「観闕」という名称があったことがわかる。

5.5. 北魏の「闕」と「象魏」

『水経注』穀水に「今閭闔門外に夾んで巨闕を建つ（今閭闔門外夾建巨闕）」とあり、同書の灑水に「太和十六年、安昌諸殿を破り、太極殿 東・西堂及び朝堂を造り、夾んで象魏を建つ。乾元・中陽・端門・東西二掖門・云龍・神虎・中華諸門、皆な観閣を以て飾る（太和十六年、破安昌諸殿、造太極殿、東・西堂及朝堂、夾建象魏。乾元・中陽・端門・東西二掖門・云龍・神虎・中華諸門、皆飾以観閣）」とある。

この2つの記載は、北魏の天子「闕」が宮城正門の外側に建てられ、「象魏」とも称されることを示している。さらに、閭闔門と闕の遺跡は既に発掘された。その閭闔門と闕の建築様式は、図6の示

³³ 傅熹年主編『中国古代建築史 第二卷（両晋・南北朝・隋唐・五代建築）』（中国建築工業出版社、2001年）11頁。

³⁴ 前掲書『中国古代建築史 第二卷（両晋・南北朝・隋唐・五代建築）』46頁。

すように、「凹型」である。

また、ここで注目に値するのは、北魏に関する歴史的記録には「闕」・「閭闔闕門」という名称がなかったことである。換言すれば、北魏時代の「闕」の意味は漢代とは異なり、門の附属建築物を限定して示すのである。しかも、北魏の闕は閭闔門にのみ設置された。闕は宮城正門の特有のものになった。そのため、わざわざ名称で閭闔門が闕門であることをマークする必要はなかった。つまり、「閭闔闕」・「閭闔闕門」などの名称は実際に不要なものである。恐らくこれは「閭闔闕」・「閭闔闕門」の呼び方がなかった原因であろう。

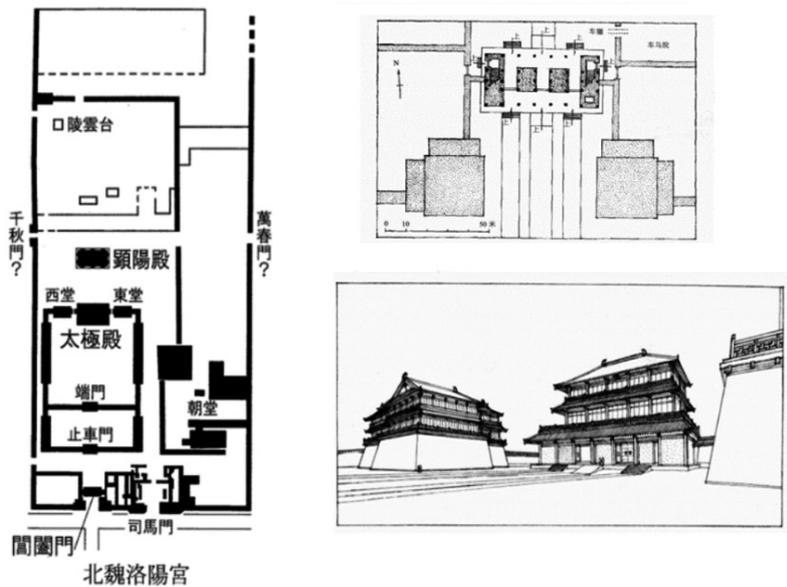


図6 北魏洛陽宮図および閭闔門の考古図・復元図

出所：北魏洛陽宮図（左）村元健一『漢魏晋南北朝時代の都城と陵墓の研究』（汲古書院、2016年）483頁より転載。閭闔門の考古図（右上）楊鴻勛『楊鴻勛建築考古学論文集 増訂版』（清華大学出版社、2008年）355頁より転載。閭闔門の復元図（右下）楊鴻勛『楊鴻勛建築考古学論文集 増訂版』（清華大学出版社、2008年）356頁より転載。

魏晋南北朝において、闕の呼び方は「闕」のみならず、「観」・「観闕」・「象魏」もその名称である。この時代の宮城の正門は、南宮城垣にあり、主殿に直面していた。北魏の時期に至り、宮城の正門のところにのみ闕を設置するようになっていた。建築様式としては、「凹型」の様式は採用され始めた。この「凹型」様式は後代の天子「闕」の建設モデルとして使用された。そのうえに、この特別な「凹型」様式のため、闕を設ける宮城正門と他の宮城門の区別は可視的なことになり、名称で闕門をマークする必要性は徐々になくなったのである。

6. 隋唐の「観」・「門」・「楼」・「門楼」・「閣」

長安城では、皇帝の「朝寝」の宮城は「西内」の太極宮と「東内」の大明宮であるため、唐の天子「闕」に関する検討は太極宮・大明宮を主として行う。

唐の太極宮は隋の大興宮であり、582年に建設され始めた。『通典』礼十六の皇太子冠の条に「帝出で、更衣し宮に還る。太子従い、闕に至る（帝出、更衣還宮。太子従至闕）」とある。この記述により、隋代において、宮城に闕を設置したことがわかる。『旧唐書』地理志に太極宮の「正門は承天と曰い、正殿は太極と曰う。太極の後の殿は両儀と曰う（正門曰承天、正殿曰太極。太極之後殿曰両儀）」とある。太極宮の宮城正門は承天門であり、元日・冬至大朝会および大赦などの国家大典を行う空間で

ある。さらに、『兩京新記』巻一に引く『西京記』に「正南承天門、門外兩觀」とあることにより、承天門に闕を設置したのは確実である。つまり、隋の大興宮・唐の太極宮の正門には建物の闕を設けた。この闕は「觀」と称されたのである。

大明宮は唐長安城にある最も規模が大きい、壮麗な宮城である。『旧唐書』地理志に大明宮の「正門は丹鳳と曰い、正殿は含元と曰い、含元の後は宣政と曰う（正門曰丹鳳、正殿曰含元、含元之後曰宣政）」とあり、『旧唐書』徳宗本紀に「乱兵已に丹鳳闕下に陳す（乱兵已陳於丹鳳闕下）」とある。この2つの記述により、大明宮の宮城正門の丹鳳門は闕門であることがわかる。しかし、大明宮には他の闕がある。

唐の李華の『含元殿賦』に「左翔鸞而右栖鳳、翹兩闕而為翼」とあり、康駢の『劇談録』に「含元殿は国の初めに建造す……左右に栖鳳・翔鸞兩閣を立つ。龍尾道は闕前より出づ（含元殿国初建造……左右立栖鳳・翔鸞兩閣、龍尾道出於闕前）」とある。つまり、含元殿の左右にある「栖鳳・翔鸞兩閣」は闕である（図7）。なぜ含元殿に闕を建てたのか。含元殿は太極宮の承天門と同様な機能を持っていたからである。含元殿は承天門と同じ、元日・冬至大朝会および大赦などの国家式典を開催する空間である³⁵。換言すれば、含元殿は、宮城正門の機能を果たしていたため、宮城正門と同様な装置を設置する必要がある。闕である「栖鳳・翔鸞兩閣」を設けることによって、含元殿は宮城正門の役割を果たしていたことを明示していたのであろう。

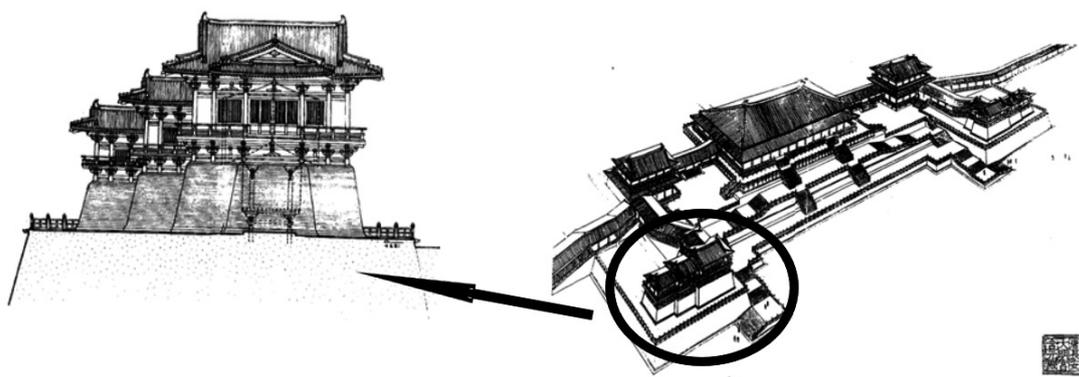


図7 翔鸞閣（左）と含元殿（右）復元図

原図出所：楊鴻勛『宮殿考古通論』（紫禁城出版社、2001年）434頁、436頁。

上記の記載により、唐長安城では、天子「闕」が太極宮の承天門に、大明宮の丹鳳門および含元殿に設置されたことがわかる。しかし、表1に示すように、『旧唐書』、『新唐書』、『大唐開元礼』、『通典』、『唐六典』、『唐会要』、『玉海』、『雍録』、『長安志』、『類編長安志』の唐の宮城に関する歴史的記録には、「闕」という呼び方は建築物の名称として使用された記述は1条しかない。それは前引した「乱兵已に丹鳳闕下に陳す」という記載である。「承天門」は「承天楼」や「承天門楼」とも呼ばれ、「丹鳳門」は「丹鳳楼」とも呼ばれたが、承天闕と丹鳳闕の呼び方がなかった。「栖鳳閣」・「翔鸞閣」に関する記載にも栖鳳闕・翔鸞闕との呼び方もなかった。

³⁵ 杜文玉「唐大明宮含元殿与外朝朝会制度」（『唐史論叢（第十五輯）』、2012年）

表1 唐代の闕建築の名称表

史料	承 天 門	承 天 楼	承 天 闕	承 天 門 楼	丹 鳳 門	丹 鳳 楼	丹 鳳 闕	栖 鳳 閣	栖 鳳 閣	栖 鳳 闕	翔 鸞 閣	翔 鸞 閣	翔 鸞 闕
『旧唐書』	7	1	0	3	13	28	1	0	0	0	1	0	0
『新唐書』	2	2	0	0	6	0	0	0	0	0	1	0	0
『大唐開元礼』	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
『通典』	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
『唐六典』	12	0	0	0	3	0	0	1	0	0	1	0	0
『唐会要』	8	0	0	3	6	8	0	1	0	0	3	0	0
『玉海』	33	1	0	3	2	13	0	3	0	0	7	0	0
『雍録』	14	0	0	0	8	0	0	3	0	0	2	0	0
『長安志』	1	0	0	0	9	0	0	0	1	0	0	1	0
『類編長安志』	6	0	0	0	7	0	0	2	0	0	2	0	0

(数字は、その名称が史料に出現した回数である。)

すなわち、唐代には、「闕」という名称は既に「朝」空間の建築物の呼び方として使用されていなかったのである。特に、闕の役割を果たし、闕の様式で構築された「栖鳳閣」・「翔鸞閣」でさえも、栖鳳闕・翔鸞闕と呼ばれなかった。これが、「闕は唐以後に至って衰微した」(黄金貴説)、および「闕の衰微時期が隋唐時代である」(徐小亮説)という説が出された原因であろう。唐の天子「闕」の構築状態と名称の使用から見れば、「衰微」したのは闕という建築物ではなく、「闕」という名称である。つまり、唐の「朝」空間において、建築物の闕は「闕」と呼ばれていなかったのである。

天子「闕」の闕名称が消えた理由は何であろうか。恐らく「闕」という名称を使用する必要がなくなったからであろう。

周代から唐代までの天子「闕」の設置場所の変化から見れば、唐以前にその設置場所が既に一か所に固定されたことがわかる。周代には宮城内の雉門に闕を設け、前漢時代には宮城北垣と東垣にある「北闕」と「東闕」と呼ばれた門のところに闕を設置し、後漢時代には宮城の四方の垣にある司馬門に闕を建てた。魏晋南北朝の時代になり、天子「闕」の設置場所は宮城の正門に固定された。この門は宮城の南垣にあり、その北側は宮城の主殿に直面していた。天子「闕」の設置場所の固定により、わざわざ名称で闕門を示す必要がなくなった。

また、周代から唐代までの天子「闕」の建築様式の変化から見れば、唐以前にその建築様式も固定化されたことがわかる。遅くとも、北魏の時期に、天子「闕」の建築様式は「凹型」として固定された。唐代以降、宋の東京の宣徳門、金の中都の応天門、元の大都の崇天門、および明清の紫禁城の午門は、全て「凹型」の建築様式を採用した。「凹型」の建築様式は天子「闕」特有のものになったため、この特有の「凹型」の建築様式により、闕門と他の宮城門との差異は可視的である。そのため、名称で闕門と他の門の差異を示す必要性もなくなった。

そのうえに、闕名称は「朝」空間において徐々に消えたことは、漢代以来、「朝」空間の構築は周礼の国都構築理念をますます重視していたことを顕示しているのであろう。周の「両観」・「象魏」、秦の「闕」、前漢の「東闕」・「北闕」、後漢の「司馬闕門」、魏晋南北朝の「闕」・「観」・「観闕」・「象魏」、隋唐の「観」・「門」・「楼」・「門楼」・「閣」という天子「闕」の呼び方の変化から見れば、遅くとも魏

晋南北朝の時代には周の闕の呼び方を使用した事例が増加していた。これは、漢代以来、古代中国の「朝」空間の建設活動において、周礼を重視して礼制完備の「朝」空間を構築する建設概念が徐々に強化されたことを示している証左であろう。

おわりに

「朝」空間の天子「闕」は、「尊卑を明らかにする装置」として、「政治的権威の象徴」として、法令を公布する「政治的な」施設として、数千年間使用された。

天子「闕」は、周代において、宮城内の雉門外の両側に設置され、前漢において、宮城の北垣と東垣に設置され、後漢において、宮城の四方の垣に設置され、魏晋南北朝以後においては、概ね宮城の正門にのみ設置された。

周代の天子「闕」は雉門の間に繋ぎがなく、下部を土台にして上部を望楼にするものである。秦の天子「闕」は高大という特徴を表し、君主の身分を強調する機能を強化している。前漢の天子「闕」は宮城門の外側に闕を設ける様式で建設され、後漢の天子「闕」は宮城門の上に闕を設ける様式で建設された。北魏の時期に至り、天子「闕」は「凹型」の様式で建築された。この時期より、「凹型」様式は天子「闕」の建設モデルになったのである。

天子「闕」の呼び方は、周の「両観」・「象魏」から、秦の「闕」、前漢の「東闕・北闕」、後漢の「司馬闕門」を経て、魏晋南北朝の「闕」・「観」・「観闕」・「象魏」、隋唐の「観」・「門」・「楼」・「門楼」・「閣」になる、というように変化した。

上記は周代から唐代までの天子「闕」の変遷である。ここまで述べてきた検討により、周の礼の台頭、秦の皇帝のアイデンティティの強調、前漢の礼制の不完備、後漢の礼制の重視、魏晋南北朝と隋唐の周礼の強調、という各時代の特徴は、天子「闕」の変遷によって反映されていることが見られる。